

## 広域連合条例第5号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。